

## 第2回 県立野市総合公園再整備方針検討委員会

日時：令和5年8月21日（月） 13時30分～16時30分

場所：高知商工会館 3階 寿の間

### 次第：1 開会

### 2 議事

#### (1) 第1回県立野市総合公園再整備方針検討委員会の振り返り

資料1

#### (2) 動物園整備等に関する最新の動向

原 久美子委員

資料2-1

- ・ 動物園における動物福祉の概念
- ・ 動物福祉の世界的な潮流と動物の調達や飼育・展示施設等への影響
- ・ JAZA での取組と今後の流れ
- ・ これからの30年でのいち動物公園に求められる対応

坂本 英房委員

資料2-2

- ・ 京都市動物園の再整備時のコンセプトと規模に対する考え方
- ・ 再整備の具体的な項目と優先順位に対する考え方
- ・ 京都市動物園コレクションプランの概要
- ・ のいち動物公園を再整備していくうえでの留意点

----- 休憩 -----

佐渡友 陽一委員

資料2-3

- ・ 世界の動物園の飼育・展示方法の先進事例の紹介
- ・ 他県の動物園の管理運営の先進事例の紹介
- ・ のいち動物公園の持続可能な運営のための有効な対応策

#### (3) のいち動物公園の理念の確認及び再整備方針の骨子（案）

##### 1) のいち動物公園の理念の確認

資料3

##### 2) のいち動物公園コレクションプラン（案）

資料4

##### 3) 再整備方針（骨子案）

資料5

#### (4) 第3回県立野市総合公園再整備方針検討委員会について

資料6

### 3 閉会

県立野市総合公園再整備方針検討委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職	区分	備考
1	磯部 雅彦	高知工科大学・東京大学	名誉教授	学識経験者	委員長
2	坂本 英房	京都市動物園	園長	学識経験者	
3	佐渡友 陽一	帝京科学大学アニマルサイエンス学科	准教授	学識経験者	
4	原 久美子	公益社団法人日本動物園水族館協会	専務理事	学識経験者	
5	中野 善廣	高知県立牧野植物園栽培技術課	班長	学識経験者	
6	玉利 麻紀	高知県立大学社会福祉学科	助教	学識経験者	欠席
7	濱田 豪太	高知県市長会（香南市）	市長	行政関係者	
8	池田 三男	高知県町村会（津野町）	会長	行政関係者	
9	小笠原 由美	物部川 DMO 協議会	事務局長	観光関係者	

県立野市総合公園再整備方針検討委員会 事務局名簿

	氏名	所属	役職	備考
1	坂本 篤信	高知県土木部公園下水道課	課長	
2	中西 弘俊	高知県土木部公園下水道課	専門企画員	
3	野中 隆一	高知県土木部公園下水道課	チーフ	
4	金井 啓恵	高知県土木部公園下水道課	主幹	
5	米津 昌宏	高知県土木部公園下水道課	主幹	
6	竹中 翔治	高知県土木部公園下水道課	主査	
7	長崎 啓	高知県土木部中央東土木事務所	主査	
8	堀田 幸雄	高知県のいち動物公園協会	理事長	
9	塚本 愛子	高知県のいち動物公園協会	園長	
10	本田 祐介	高知県のいち動物公園協会	副園長	

高知県土木部

	氏名	所属	役職	備考
1	横島 浩治	高知県土木部	副部長	

## 県立野市総合公園再整備方針検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 のいち動物公園を含む県立野市総合公園における公園施設や獣舎等の施設整備や動物の飼育、展示のあり方等の課題について、今後の30年を見据えた再整備の方針を検討するため、県立野市総合公園再整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 施設の老朽化に伴う計画的な整備のあり方
- (2) 飼育動物の高齢化と再導入の困難化
- (3) のいち動物公園の特色を活かした植栽・植物管理
- (4) 持続可能な管理運営体制のあり方
- (5) 未整備の公園区域のあり方
- (6) その他委員会において必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 観光関係又は利用者団体
- (4) その他委員長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員より選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

5 委員会は、必要に応じて専門部会を設け、専門家等の意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高知県土木部公園下水道課内に置く。

(事務局員)

第8条 委員会の事務局員は、高知県土木部公園下水道課、中央東土木事務所、公益財団法人高知県のいち動物公園協会の職員である者とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。